

知って得する経営者の基礎知識②

労災保険の給付についてのQ&A

村田社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 村田 祥子

目次

Q1.労災保険とは？

Q2.労災保険の災害とはどういうものなのか？

Q3.労災保険の給付（補償）とは？

Q4.給付基礎日額の計算の仕方？



Q1 労災保険とは？

A1.

労働者災害補償保険

労働者が「工作中(業務中)」や「通勤途中」に病気・ケガ・障害・死亡した場合に労働者やその遺族のために、必要な保険給付を行う制度です。。

- ・ 対象は、労働者及びその遺族のみ
- ・ 私傷病でないこと



Q2

労災保険の 災害とはどう いうものなの か？

A2.労災保険は業務災害と通勤災害の二つの災害に起因する事故や病気が補償対象です

○業務災害

「業務(仕事)としての行為」や「施設が原因となって発生した災害」が対象となります。

休憩中でも施設が原因であれば対象となる。
疾病についても業務との相当因果関係がある必要があります。

認められない例

- ・ 休憩中の施設が原因でない災害
- ・ 私的な行為によって発生した災害

A2.労災保険は業務災害と通勤災害の二つの災害に起因する事故や病気が補償対象です

○通勤災害

「通勤の経路(合理的な経路)の途中であった災害」が対象となります。

「通勤」とは、家と職場の往復や就業場所から他の就業場所への移動のことを指します。

認められない例

- ・ 帰宅途中で映画を見る
- ・ 居酒屋に入る

認められる例（これらの通勤の中断後については通勤と認める）

- ・ 日常生活上必要なやむを得ない理由での寄り道
- ・ 病院を受診する



Q3 労災保険の 給付内容は？

A3.労災保険の主な給付内容

- 1.療養補償給付
- 2.休業補償給付
- 3.傷病補償年金
- 4.障害補償年金・一時金
- 5.遺族補償給付・一時金
- 6.葬祭給付

1. 療養補償給付

業務災害・通勤災害による病気やけがの治療費は**治癒するまで全額**が労災保険から支払われます。

《治癒とは》

「完全に治る」という意味ではありません。症状が固定することを言います。

病気やけがの症状が安定して、これ以上治療を続けてももう効果が期待できなくなった状態をいいます。

- ・ 民間企業の損害保険や傷害保険などのように180日間とか**期限が決まっていません**。あくまでも治癒するまでずっと補償対象です。

- ・ 健康保険のように3割負担など自己負担金はありません。**全額給付**で賄われます

2. 休業補償給付

業務災害・通勤災害による病気やけがで仕事ができなくなり、会社を4日以上休んだ場合、給料が支払われなくなった日の4日目から支給されます

- ・業務災害の場合は、休業初日から3日目については、労働基準法により「会社が」平均賃金の60%の補償をしなければなりません。通勤災害については、必要ありません。

休業補償給付の給付額

①給付基礎日額(平均賃金)60%

+

②「特別支給金」 給付基礎日額(平均賃金)の20%

=給付基礎日額(平均賃金)の80%

3. 傷病補償年金

病気やケガによる療養を始めてから1年6ヶ月を経過したときまたは同日後に、次の2つに該当する場合に支給されます。

①傷病が治癒(症状固定)していないこと

②障害等級1級から3級に該当する障害が残ったこと

- ・ 症状が固定し、障害状態が確定すれば障害補償年金または障害補償一時金に移行する。
- ・ 治癒しなければ1年6か月たっても療養補償給付を受け続けられる
- ・ 給付基礎日額に加え、算定基礎日額（直近1年間のボーナス分）も加算される

傷病補償年金の給付額

障害等級1級から3級

①障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金

+

②〈傷病特別支給金〉

障害の程度により114万円から100万円までの一時金

〈傷病特別年金〉

障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金

4. 障害補償年金

・ 障害補償一時金

病気やケガによる傷病が次の状態に該当する場合に支給されます。

①傷病が治癒(症状固定)したこと

②障害等級1級から7級に該当する
障害が残ったこと

(障害補償年金)

または、

②障害等級8級から14級に該当する
障害が残ったこと

(障害補償一時金)

- ・ 一時金か年金かはどちらか一つのみ支給される

- ・ 障害等級は一定期間後、見直される場合もある

- ・ 給付基礎日額に加え、算定基礎日額（直近1年間のボーナス分）も加算される

障害補償年金の給付額

障害等級1級から7級

①障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金

+

②〈障害特別支給金〉

障害の程度により342万円から159万円までの一時金

〈障害特別年金〉

障害の程度により算定基礎日額の313日分から131日分の年金

障害補償一時金の給付額

障害等級8級から14級

①障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の年金

+

②〈障害特別支給金〉

障害の程度により65万円から8万円までの一時金

〈障害特別年金〉

障害の程度により算定基礎日額の503日分から56日分の年金

5. 遺族補償年金

・一時金

労働者が業務災害・通勤災害で死亡した場合に支給されます。

受け取れるのは労働者の死亡当時生計を維持されていた配偶者、子、父母等の中で優先順位の高い人です。

なお、受給額は遺族の人数によって異なります。

- ・ 1人へのみ受給権が発生する
- ・ 給付基礎日額に加え、算定基礎日額（直近1年間のボーナス分）も加算される

遺族補償年金の給付額

①遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金

+

②〈遺族特別支給金〉

遺族の数にかかわらずの一律300万円

〈遺族特別年金〉

遺族の数等に応じ算定基礎日額の245日分から153日分の年金

遺族補償一時金の給付額

- ①遺族がいない場合、又は支給された年金の合計額が1000日に満たないとき 給付基礎日額の1000日分
(すでに支給した額を差し引く)
- ②〈遺贈特別支給金〉
遺族の数にかかわらずの一律300万円
〈傷病特別年金〉
遺族がいない場合、又は支給された年金の合計額が1000日に満たないとき 算定基礎日額の1000日分 (すでに支給した額を差し引く)

6. 葬祭給付

労働者が業務災害・通勤災害で死亡した方の葬儀を行う場合に支給される。

- ・ 315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額
（給付基礎日額の60日分に満たないときは60日分）



Q4 給付基礎日額 の計算の仕方

A4.給付基礎日額（平均賃金）の計算の仕方

- ・月給200,000円、通勤手当月額5,000円が支給されている。
- ・賃金締切日は毎月15日

期 間	月 分	暦 日 数	賃 金 総 額
2月16日から3月15日	3月分	28日	205,000円
3月16日から4月15日	4月分	31日	205,000円
4月16日から5月15日	5月分	30日	205,000円
合 計		89日	615,000円

・平均賃金の計算

615,000円 ÷ 89日（暦日数） = 6,910円11銭（銭未満切り捨て）

災害にあった日の前月、直近3か月間

終わりに。

労災保険は、労働者やその遺族にとってはとても手厚い補償があります。

また、事業主にとっても、高額な補償を保険で支払ってもらえるので、経営的にもメリットがあります。

また、労災事故が起きないように、職場の安全を確保することも事業主の責務です。

安心、安全な職場であるよう心がけましょう！